

介護予防支援及び第1号介護予防支援事業に関する重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成30年4月1日より施行する基準の一部改正を含む）第4条の規定及び介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下総合事業）という。」に基づき、ご利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

あなた（または、あなたのご家族）が利用しようと考えている介護予防支援及び第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について、介護予防支援及び第1号介護予防支援事業契約（以下「契約」という。）を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明します。

1. 契約の趣旨について

- (1) 介護保険制度により、要介護認定区分が「要支援1」「要支援2」の認定を受けた方もしくは「介護予防・日常生活支援総合事業対象者」と認定を受けた方は、「介護予防サービス」または「介護予防・生活支援サービス」をご利用できます。
- (2) 介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスの利用にあたっては、「介護予防サービス支援計画」作成等を行う必要があり、この業務は「糸満市地域包括支援センター」があなたと契約を締結して作成することになっています。

2. 事業所の概要

センター名称	糸満市地域包括支援センター いちまん	介護保険指定 事業所 番号	4701000038
法人名	株式会社 いちまん会		
法人代表者	代表取締役 上原 亮		
所在地 (連絡先)	〒901-0362 沖縄県糸満市字真栄里1615番地1号室 電話：098-992-2150 FAX：098-992-2151		
営業日	月曜日～金曜日 (祝祭日・慰霊の日、年末年始 12月29日～1月3日を除く)	営業時間	8：30～17：15
職員体制	主任介護支援専門員（管理者 兼務）、保健師、社会福祉士、 認知症地域支援推進員、介護支援専門員、（各1名以上） <u>※業務等により、職員数を変更することがあります。</u>		

3. 事業所の目的と運営方針

事業の目的	利用者が、要介護状態になることを予防し、自らの能力を活かして活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とします。
運営の方針	<p>○利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。</p> <p>○利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>○事業所の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが、特定の種類又は特定の事業所に不当に偏ることのないように公正中立に行います。</p> <p>○事業所の実施に当たっては、糸満市、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護保険施設、医療機関、住民による自発的な活動によるサービス含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。</p>

4. 介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを糸満市地域包括支援センター いちまん から受託する事業所について

事業者 (法人名)	
事業所 (居宅名)	
事業所 管理者氏名	
所在地 (連絡先)	

5. 提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

内 容	提 供 方 法
内容及び手続きの説明及び同意	<p>1 介護予防ケアマネジメントの提供開始に際して、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ます。</p> <p>2 利用申込書又はその家族に対し、介護予防サービス支援計画が介護保険法の基本方針及び利用者申込者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の介護予防サービス事業所等を紹介するよう求めることができること等について説明を行います。</p> <p>3 利用者又はその家族に対して、利用者について、病院等に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えるようお願いいたします。</p>
介護予防サービス支援計画の作成	<p>1 利用者宅を訪問し、利用者や家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。</p> <p>2 利用者は自宅周辺地域における介護予防サービス事業所やインフォーマルサービス等、複数の事業者について紹介を求めることができます。また、内容や利用料等の情報について、パンフレットを用いて説明する等、適正なサービスの選択が行えるようにします。</p> <p>3 提供サービスにより達成すべき目標と達成時期、サービス等を提供する上での留意点などを盛り込んだ介護予防サービス支援計画（以下、「計画」という。）の原案を作成します。</p> <p>4 利用者、家族、介護予防サービス事業者などを参集し、利用者の情報を共有し、抱えている課題、目標、支援の方針について協議を行う、サービス担当者会議を開催します。</p> <p>5 計画の原案に位置付けたサービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象にならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれの種類、内容、利用料等を利用者や家族に説明し、意見を伺います。（計画の原案に位置付けた介護サービス事業者等の選定理由について、説明を求めることができます）</p> <p>6 計画の原案は、利用者や家族と協議した上で、必要があれば変更を行い、利用者から文書で同意を得た上で決定します。</p>
介護サービス事業所等との連絡調整・便宜の提供	<p>計画の目標に沿ってサービス等が提供されるよう、介護サービス事業者等との連絡調整を行います。</p>

計画の実施状況の把握	介護予防サービス事業者や利用者等と連絡を取り、サービスの実施状況や利用者の状況等の把握を行います。(モニタリング)
計画の実施状況の評価	計画の実施状況について定期的に評価を行い、今後の方針を決定します。評価は利用者宅を訪問して行います。
医療との連携・主治医への連絡	<p>1 計画作成時又は変更時やサービス等の利用時に必要な場合、また医療系サービスの利用を希望する場合は、利用者の同意を得た上で関連する医療機関や利用者の主治医に意見を求める等し、連携を図ります。</p> <p>2 介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときやその他必要と認められる場合は、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医もしくは歯科医師、薬剤師に提供します。</p> <p>3 前項の医師等に意見を求めて、計画を作成した場合には、当該計画を主治医等に交付します。</p>
計画の変更	利用者が計画の変更を希望した場合又は計画担当者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重し合意の上で、計画の変更を行います。
要介護認定等に係る申請の援助	<p>1 利用者の意見を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。</p> <p>2 利用者の認定の有効期間満了の60日前には、更新申請に必要な協力を行います。</p>
相談業務	介護保険や介護予防事業等に関することなど、幅広く相談に応じます。
給付管理	計画作成後、その内容に基づき請求書、内訳書及び実施報告書を毎月作成し地域包括支援センターに提出します。

6. 利用者宅への訪問頻度の目安

- (1) 地域包括支援センター担当職員（又は居宅介護支援事業所の介護支援専門員）が、利用者の状況把握のため居宅を訪問する頻度は下記のとおりです。

介護予防支援	おおむね3か月に1回
介護予防ケアマネジメントA	(介護予防サービス提供する月から起算)
介護予防ケアマネジメントB	おおむね6か月に1回
介護予防ケアマネジメントC	定期的な訪問はなし

- (2) 利用者からの依頼や介護予防ケアマネジメントの遂行に不可欠と認められる場合で、利用者の承諾を得た場合には、上記の回数を超えて訪問する場合があります。

(3) 要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とします。

①利用者の同意を得ること。

②サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- ・利用者の状態が安定していること
- ・利用者がテレビ電話装置等を介し意思疎通ができる事(家族のサポートがある場合も含む)
- ・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集すること。

③少なくとも6月に1回は利用者の居宅を訪問すること

7. 利用料

(1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する利用料は、介護保険から全額給付されるため、利用者負担はありません。

(2) 利用者の介護保険料の滞納等により、直接介護保険給付が行われない場合は、下記の利用料金をご負担していただくことがあります。

基本月額料金		初回加算	委託連携加算 (開始月のみ)
介護予防支援	4,420 円	3,000 円	3,000 円
介護予防ケアマネジメント A			
介護予防ケアマネジメント B	1,400 円		
介護予防ケアマネジメント C	初回月のみ 4,400 円		

※利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、いったん料金をお支払いするとサービス提供証明書が発行されます。このサービス提供証明書を窓口へ提出すると払い戻しを受けられる場合があります。

8. サービスの苦情相談窓口

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務に関する苦情や相談、または介護予防サービス支援計画に基づいて提供されたサービスに関する苦情や相談がある場合は以下までご連絡下さい。

【地域包括支援センターの窓口】 糸満市地域包括支援センター いちまん 責任者：伊地 裕希	所在地：糸満市字真栄里 1615 番地 1 号室 電話番号：098-992-2150 FAX：098-992-2151 受付時間：9：00～18：00（月～土）
【市町村の窓口】 糸満市 介護長寿課	所在地：糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地 電話番号：840-8133 FAX：840-8152 受付時間：8：30～17：15（平日）

<p>【公的団体の窓口】</p> <p>沖縄県国民健康保険団体連合会</p>	<p>所在地：那覇市西3-14-18</p> <p>電話番号：860-9026 FAX：862-9048</p> <p>受付時間：9：00～17：00（平日）</p>
--	---

9. 虐待防止のための措置

高齢者に対する虐待の未然防止及び早期発見に努め、虐待が発生した場合には迅速な対応を図るため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催
- (2) 指針の整備
- (3) 研修の実施
- (4) 担当者を定める

10. 事故発生時の対応

利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに管理者に報告し、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生において、非常時の体制で早期に業務の再開を図るため次の措置を講じます。

- (1) 職員に対し、業務継続計画について周知と必要な研修及び訓練の実施
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

12. 感染症対策について

感染症の発生した場合、またその予防とまん延防止のため国県市のガイドライン等に沿った必要な措置を講じます。

13. 秘密の保持と個人情報の保護について

①事業者および事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②事業者およびサービス提供者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

また、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報をを用いる場合は、あらかじめ利用者及びその当該家族に、文書により同意を得ます。

1 4. 重要事項の説明と同意

この重要事項説明書の説明 と同意日	令和 年 月 日
----------------------	----------

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、本書面に基
づき重要事項について利用者に説明を行いました。

事業者	所在地 : 沖縄県糸満市字真栄里 1615 番地 1 号室 法人名 : 株式会社 いちまん会 代表者名 : 代表取締役 上原 亮 印 事業所名 : 糸満市地域包括支援センター いちまん 説明者氏名 :
-----	--

以上の内容説明を事業者にかわり説明しました。

介護予防事 業業務委託 事業所	事業所名 (連絡先) 説明者氏名
-----------------------	------------------------

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防支援及び第 1 号
介護予防支援事業の提供開始に同意しました。

利用者	住所 : 糸満市 氏名 :
-----	----------------------

※利用者本人が署名できない場合

署名代行者 : 住所 _____
氏名 _____ 続柄 ()